

主要論点の整理のための討議資料

1. 特定電気通信役務の考え方	1
2. 音声伝送役務について	2
3. 専用役務について	5
4. 加入者回線サブバスケットについて	12
5. 特定電気通信役務として位置付けを変更すべきサービス等について	14
6. X値の考え方	17

電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会

(第3回)

2008年8月5日

1. 現行のプライスカップについての考え方① (特定電気通信役務の考え方) 第1回会合資料(08.06.17) 1

特定電気通信役務：指定電気通信役務であって、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの

H10年事業法改正時の考え方

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」とは、仮にそのサービスについて不当な料金設定がなされた場合、利用者にとってそのサービスを利用することが必要不可欠であることから、その影響の度合いが著しく大きいことをいい、具体的には、サービスの内容や利用者の範囲から判断される。

役務の内容とは、一定の通信を行うための必要不可欠性や他のサービスによる代替可能性※に基づき判断

利用者の範囲は利用者の限定性や現実の利用者数等に基づき判断

「新たな料金制度の在り方について」(平成9年12月24日、マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会 報告書)

インセンティブ規制方式の対象

- ① 国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスで、かつ
- ② 競争が不十分であるために、市場による価格形成では適正な料金水準が形成されることが困難な分野

具体的なメルクマール

- ① 国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスのメルクマール
サービス内容、利用者層、利用者数、普及率、将来動向
- ② 競争が不十分な分野のメルクマール
事業者数、市場シェア、料金水準・推移、内外価格差

・電話サービス

人々のコミュニケーションにおける基本的な情報伝達手段として広く利用されており、利用者数、利用者層の広さ、普及率などからみても、国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスであるといえる。なお、電話サービスは、日本電信電話株式会社法上「あまねく日本全国」における提供が責務とされており、ユニバーサルサービスとして捉えられている。

※ 固定電話の加入数(H8末):6,153万加入、純増数(H8):42万加入

・ISDNサービス

電話に代わる次世代の基本的な電気通信サービスと考えられており、現時点での加入数では電話に比較すると僅少であるものの、平成8年度においてISDNの純増加入数が電話のそれを上回るなど今後電話に匹敵するサービスに成長すると見込まれる。したがって、将来動向を考慮すると、電話と同様国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスといえる。

※ ISDNの加入数(H8末):111万加入、純増数(H8):58万加入

・専用サービス

- ① 主として企業向けサービスではあるものの、産業活動にとって不可欠なものとなっており、今後のネットワークの利用形態の多様化が進展する中で、経済的に一層重要性が高まると考えられること。
- ② 一般利用者向けにインターネット接続サービス等多種多様な通信サービスを提供している二種電気通信事業者の活動の基盤となっていること。
- ③ 近年においては、教育・福祉など国民生活に密着した分野における利用が増大しているとともに、家庭においてもインターネットのヘビーユーザ等による個人利用が増えていること等から国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスと考えるのが適当である。

※ 特定電気通信役務制度を創設した際には、特定電気通信役務に現在の指定電気通信役務の概念を含む制度であったため、「サービスの内容」には、必要不可欠性の他、他のサービスによる代替性が含まれていた。

■音声伝送役務について

☆各社意見

NTT東西

- ✓ 市場環境は、
 - ・基本料において、CATV電話や都市部を中心としたドライカットパ電話の拡大により競争が進展
 - ・通話料において、マイラインによる競争の進展、IP化の進展によるトラヒックの大幅な減少により、固定電話トラヒックは全トラヒックの50%を下回っており、プライスカップ導入時と比べ約2割の収入規模に縮小と、プライスカップ規制導入時から劇的に変化し、現行の対象サービスは規制の要件に該当しなくなっていると考えます。
- ✓ したがって、プライスカップ規制の対象サービスは、**本来は市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難なサービスである高コスト地域の加入電話基本料及び公衆電話が該当するものと考えられますが、現実的には(事務局注:全国単位での料金体系を設けていることから)加入電話基本料の全てを対象とすることもやむを得ないものと考えます。**
- ✓ **公衆電話について、第一種公衆電話機等を設置して音声伝送役務を提供する事業者がNTT東西以外になく、競争圧力が生じないことから引続きプライスカップの対象とすべき。**

KDDI

- ✓ (事務局注:音声伝送役務に限らず)対象サービスを拡大すべきかどうかについては、**技術の進展やお客様 ニーズの多様化等による市場環境の変化を注視しつつ、利用者の利益に及ぼす影響、代替サービスの出現可能性、独占性等について、十分考慮することが必要。**
- ✓ **プライスカップは必要最小限に留めるべきであり、条件を満たさなくなったサービスについては、規制の対象から外すこともあり得ると考えるが、固定電話の通話料部分について、NTT東西が主張するような、固定電話トラフィックが全トラフィックの50%を下回っていることをもって条件を満たさなくなったと判断することは早計であり、固定電話サービスが利用者の利益に及ぼす影響等を慎重に検討する必要があると考えます。**

SB

- ✓ **単に基礎的電気通信役務相当以外の部分を一律にプライスカップの対象外とすることは適当ではなく、「指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」という特定電気通信役務の要件に基づき、判断すべきと考えます。**

EA

- ✓ プライスカップ対象の要件である「**利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務**」とは何か、その判断基準をあらためて明確にした上で、基本料及び公衆電話以外のそれぞれのサービスに対して、カップ対象の可否を検討すべきであると考えます。しかしながら、現在直ちに現行の対象サービスの取捨選択を行うのではなく、制度の継続性の観点からプライスカップ規制の今後の在り方の方向性が定まった段階で判断することがより適切であると考えますので、**当面、現行のプライスカップ規制対象は継続する方が良く**と考えます。

1. 現行のプライスカップについての考え方③

3

■音声伝送役務について

☆サービス毎の検討

加入電話

加入電話サービスについて、足元にかけて減少傾向にあるものの、07年度末で3,962万契約と、依然として「人々のコミュニケーションにおける基本的な情報伝達手段として広く利用されており、利用者数、利用者層の広さ、普及率などからみても、**国民生活・経済にとって必要不可欠なサービス**」と考えられるのではないかと。

ISDN

ISDNサービスについて、加入電話サービス同様、足元にかけて減少傾向にある(07年度末、事務用及び住宅用で641万契約)ものの、とりわけ事務用の年度毎の減少率は加入電話サービス(事務用及び住宅用)の減少率を継続的に下回っていることから、**企業向けに引続き利用されている**ことが伺え、依然として産業活動に影響を及ぼすものと考えられるのではないかと。

加入電話サービス及びISDNサービス（事務用）の契約数等の推移

	04年度末	05年度末	06年度末	07年度末
加入電話(万契約)	5,032	4,691	4,334	3,962
対前年度比(%)	▲1.2	▲6.8	▲7.6	▲8.6
加入電話(事務用)(万契約)	1,083	1,022	953	875
対前年度比(%)	▲4.1	▲5.6	▲6.7	▲8.2
ISDN(事務用)(万契約)	637	620	583	536
対前年度比(%)	▲0.7	▲2.7	▲5.9	▲8.2

1. 現行のプライスカップについての考え方④

4

■音声伝送役務について

☆サービス毎の検討(続き)

通話料 (NTT東西の 指摘事項)

NTT東西の通話料部分について、基本料部分と一体として一定の通信を行うために必要不可欠性のあるサービスであり、トラヒックのシェアが06年度で、例えば市内で約63%(時間×回数は約60%)であることにかんがみれば、利用者の範囲も広範に渡るものと想定され、また、当該シェアを勘案すれば、通話料部分において不当な超過利潤を得て、利用者利益を阻害していないかについて担保する必要があると考えられるのではないかな。

NTT東西の指摘

特定電気通信役務の対象:加入電話基本料及び公衆電話

番号案内

特定の者に利用が偏在(☆)していることから利用者の利益に及ぼす影響が大きくないとの評価も考えられるが、本サービスは電話をかける前提となるものであり、加入電話等と密接不可分な関係にあることから引続き特定電気通信役務と整理すべきと考えられるのではないかな。

(☆)番号案内サービスを毎日又は週に数回利用するユーザーがユーザー数全体に占める割合は小さいが、これら利用頻度の高いユーザーの利用が取扱全体の大部分を占めている状態。

公衆電話

第一種公衆電話機等を設置して音声伝送役務を提供する事業者がNTT東西以外にいないことから、その独占性にかんがみ、また、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保するとの観点から、引続き指定電気通信役務と整理される。加えて、基本的な情報伝達手段として広く利用されており、利用者層の広さ等から見ても国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスと考えられるのではないかな。

(備考) 外出時に誰でも利用できるとの特性及び災害時の通信手段の確保の観点並びに携帯電話の普及による利用の減少(NTT東西計で04~06年で年平均17%減)の観点等を勘案して、社会的なコンセンサスに配慮しつつ、これを今後も基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)と整理するか否かについて、現在、情報通信審議会電気通信事業部会において検討中。

1. 現行のプライスカップについての考え方⑤

5

■専用役務について

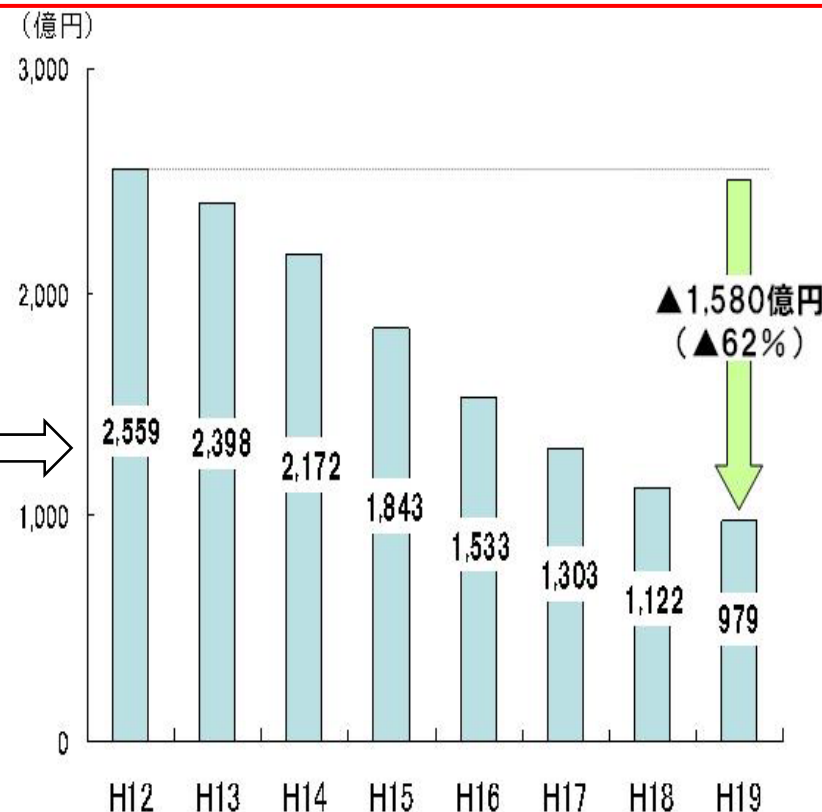
☆各社意見

NTT
東西

- ✓ 企業通信網として利用している通信サービスでは、IP-VPNや広域イーサネットといったIP系サービスの割合が拡大している一方、専用サービスの割合は、03年末から06年末だけを見ても、25%から8%へと大きく低下しており、**産業活動における不可欠性は大きく低下**。
- ✓ ISP事業者等の活動の基盤についても、広域イーサネット等のIP系サービスやダークファイバ等、**選択肢が多様化**しており、他のサービスによる代替可能性が拡大。
- ✓ **専用線総体の利用が大きく減少している中**、例えば、NTT東西の専用サービスにおける学校向け料金プランの利用回線数についても、07年度末では約400回線と、ピーク時である01年度末の約3,000回線と比べて大きく減少しており、また、97年当時に想定された家庭におけるインターネットのヘビーユーザーによる専用線の利用についても**IP系サービスへ移行**。
- ✓ NTT東西の専用サービス収入規模を見ても、IP系サービスへの移行等により、プライスカップ導入時の2000年度当時と比べ、07年度は**▲1,580億円(▲62%)**と大きく減少。
- ✓ IP系サービスへの移行による**急激な市場の縮小に伴い、企業通信における主たる役割を終えた状況**であり、プライスカップ導入時から市場環境が劇的に変化し、現行の対象サービスは規制の要件に該当しなくなっていると考えます。

専用サービス収入の推移（東西計）

NTT東西による第2回会合資料(08.07.11)【抜粋】



※一般専用、高速デジタル伝送、ATM専用等収入の合計額。(接続専用収入を除く)

SB

- ✓ 一般専用線サービスのように他のサービスへの移行が進み、利用が減少しているサービスについては利用者の利益に及ぼす影響の度合いが低くなっている可能性があり、**特定電気通信役務の対象から外すことについて検証を深めることが可能**と考えます。

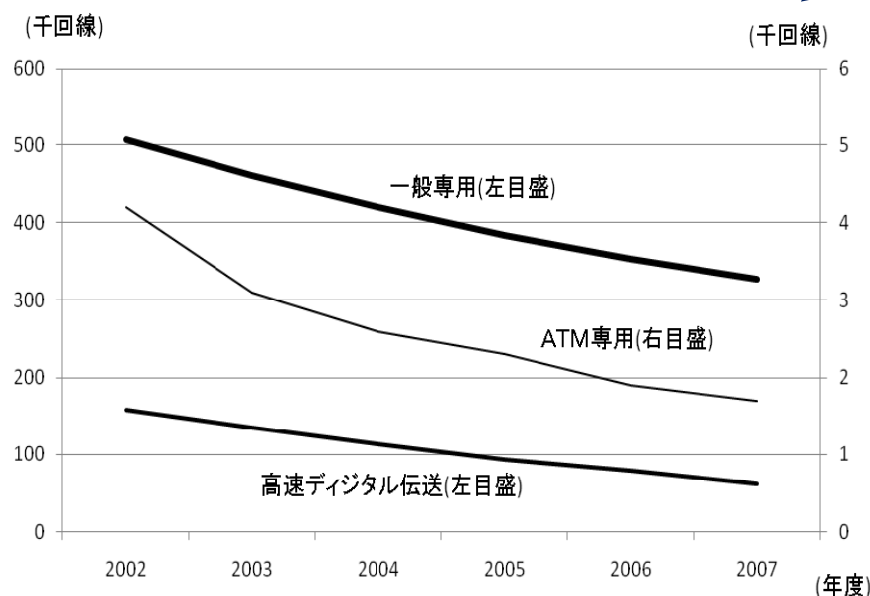
1. 現行のプライスカップについての考え方⑥

6

■専用役務について

☆専用回線数の推移

専用回線数の推移（NTT東西計）

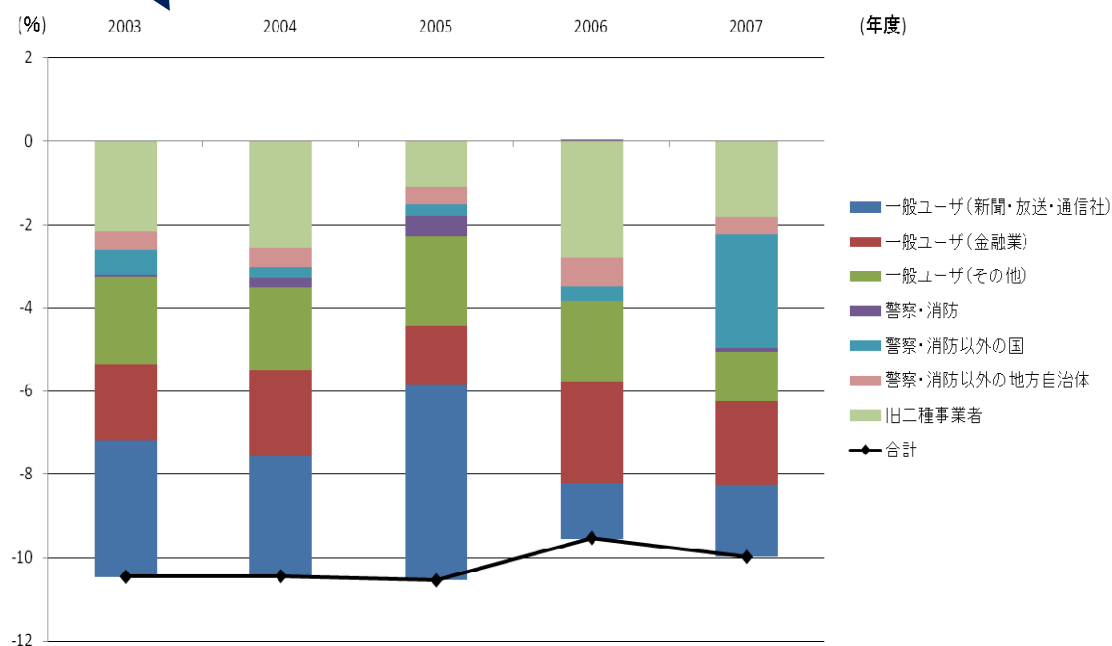


注：本契約回線数は、NTT東西が料金設定を行ってサービス提供している場合（プライスカップの対象）のみの契約回線数を表す。

一般専用、高速デジタル伝送及びATM専用それぞれにおいて一貫して減少しており、**足元で、それぞれ約33万、約6万、約1.7千回線**となっている。

2つのグラフは、対象とするサービス及びその契約回線数のデータは同じもの

専用回線数の対前年度比に対するユーザ区分毎の寄与度分析



毎年度の専用回線数の減少率(約10%減)にほとんどのユーザ区分が寄与しており、専用線サービスからIP系サービスへの移行が伺える。

注：専用役務に整理されているIPルーティング網接続専用サービス及びDSL等接続専用サービスは、NTT東西及び他事業者の設備間の接続を想定したサービスで、仮にNTT東西が自ら料金設定を行う場合には、プライスカップの対象(特定電気通信役務)となるが、NTT東西が自ら料金設定を行う事例はごくわずかであり、今後もそのような形態が多くなることは想定されず、本検討に影響を及ぼすことが少ないと想定されることから、利用動向を精査する上でこれを特段勘案していない。

1. 現行のプライスカップについての考え方⑦

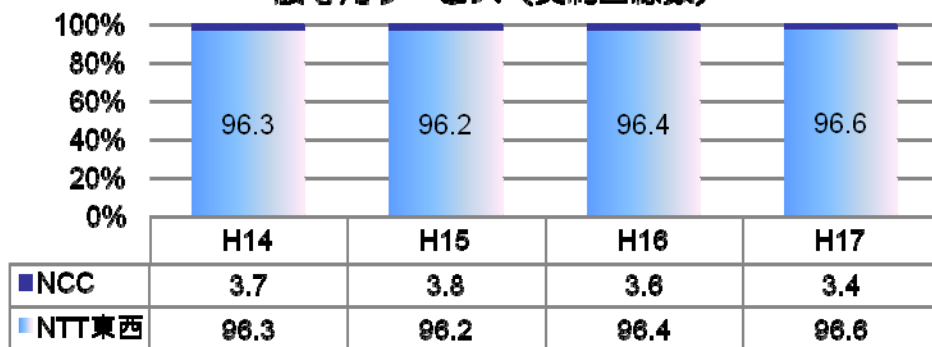
第1回会合資料(08.06.17)【抜粋】

7

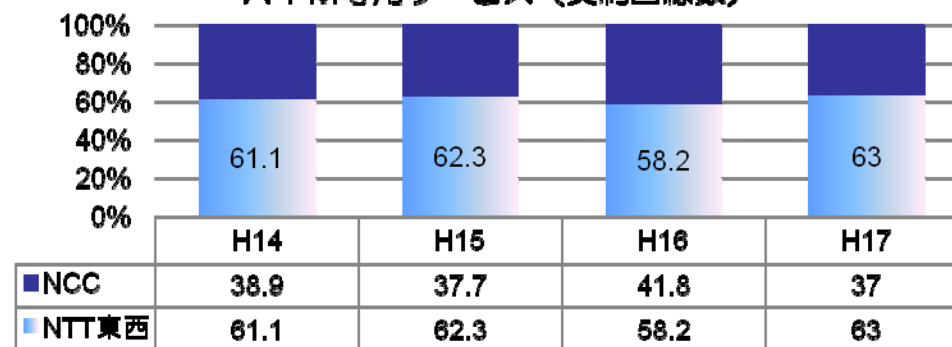
■専用役務について

☆専用線サービスシェアの推移

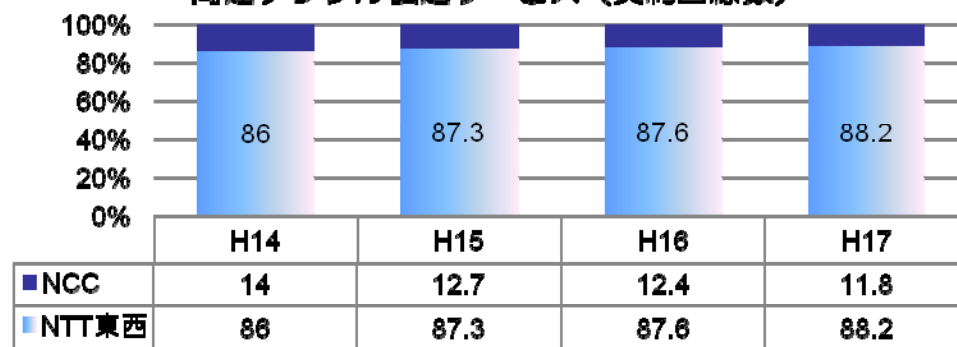
一般専用サービス（契約回線数）



ATM専用サービス（契約回線数）



高速デジタル伝送サービス（契約回線数）



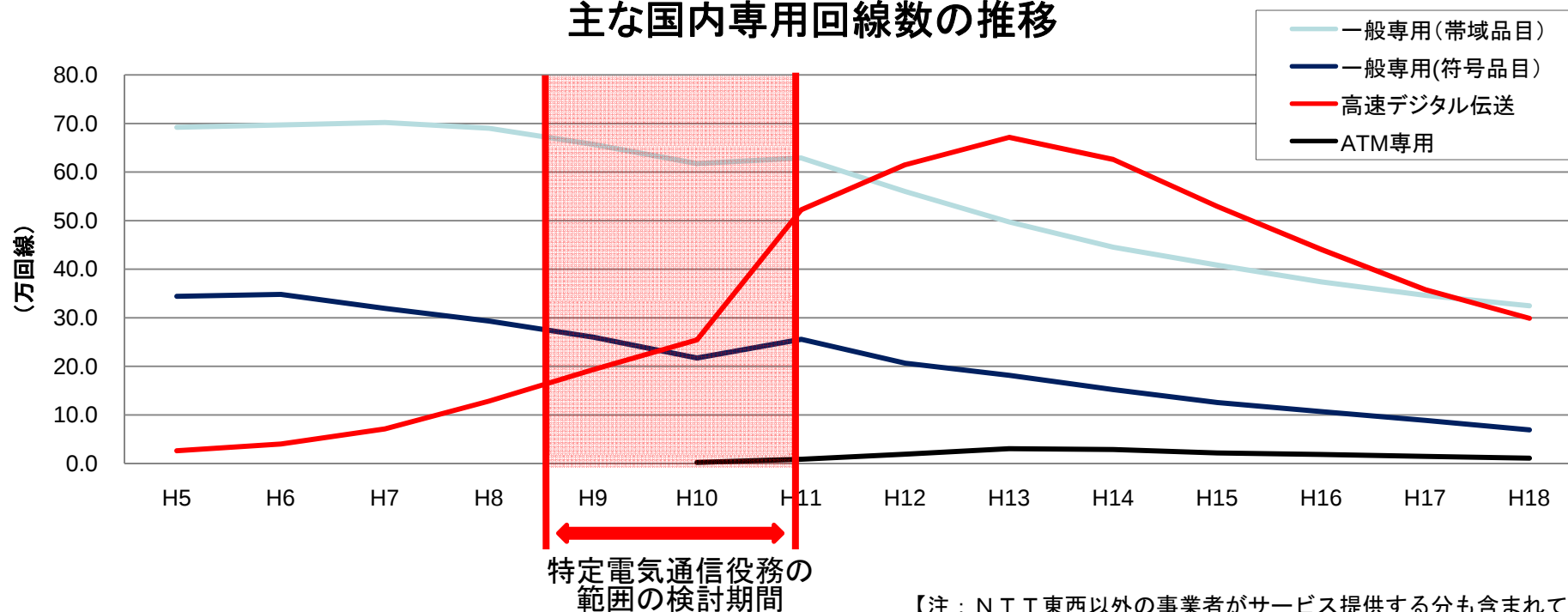
■専用役務について

☆専用サービス(特定電気通信役務)の位置付け

■特定電気通信役務の範囲の決定時点の考え方

- ・専用サービスを含め、特定電気通信役務の範囲について検討を行った期間は下図のとおり。
- ・専用サービスについては、一般専用については微減又は横ばい、高速デジタル伝送は急増、さらに、ATM専用等の新たなサービスが開始された直後、との状況。
- ・主として「企業向けサービスとして、産業活動にとって不可欠であり、今後、一層、その重要性が高まると考えられる」ことから、平成12年、電気通信事業法施行規則の改正により、特定電気通信役務として規定。

主な国内専用回線数の推移



■現時点における専用サービスについての位置付けの検討

- ・一方、現時点においては、特定電気通信役務の範囲決定時点に比しその回線数は減じているところ。
- ・また、次ページの資料のとおり、企業通信網として利用している通信サービスにおいても、専用線の比率は減じているところ。

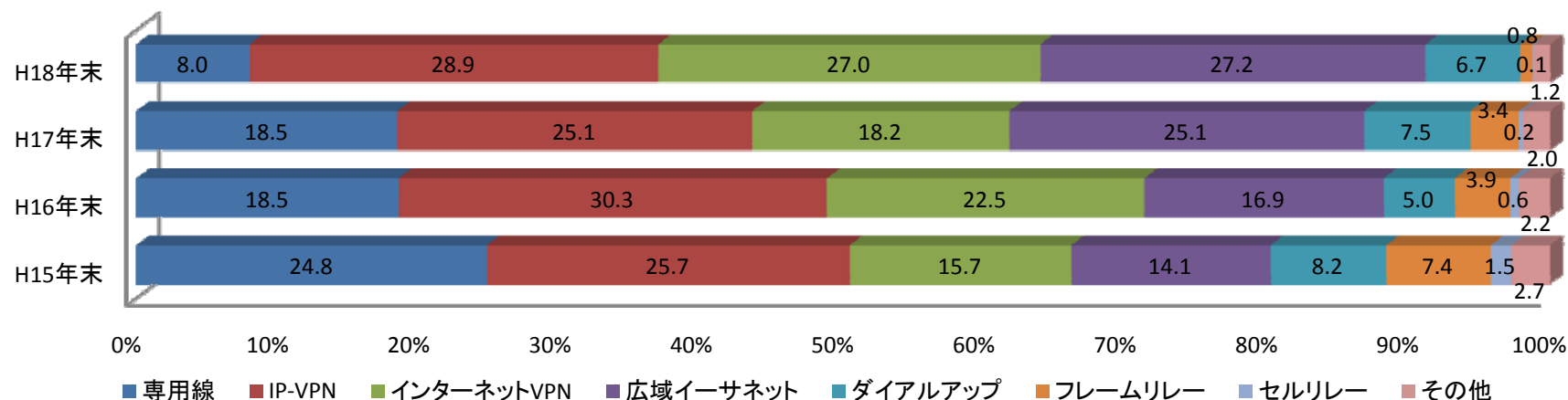
1. 現行のプライスカップについての考え方⑨

第1回会合資料(08.06.17)

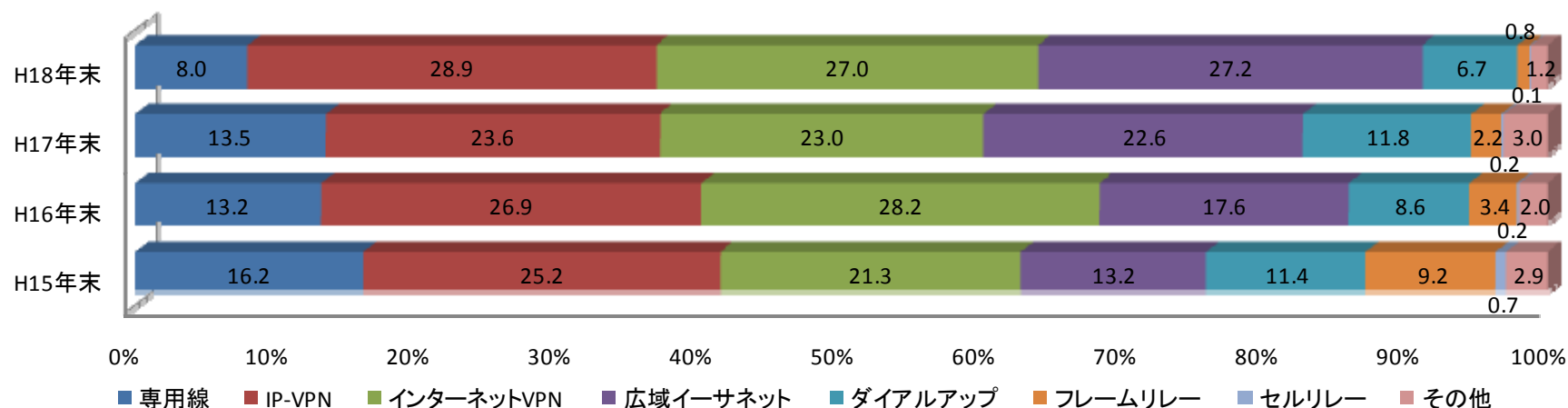
9

■専用役務について

幹線系：主要拠点同士やコンピュータセンターを結ぶネットワーク



支線系：中小規模の拠点を接続するネットワーク



■専用役務について

☆検討

- ・ 専用役務を特定電気通信役務として決定した時点と比して、サービス毎の回線数は大きく減少。
- ・ また、企業通信網として利用されている通信サービスにおいても、専用線の比率は減少し、IP-VPN等の法人向けデータ伝送サービスへの移行が進展。
- ・ 加えて、専用役務を特定電気通信役務の対象からはずした場合でも、指定電気通信役務であることに変わりはなく、引続き独占的なサービスを提供するものとして保障契約約款の届出を求めることとなり、仮に当該サービスの値上げが行われた場合、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らし著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するもの」(電気通信事業法第20条第3項第6号)と認められる場合には、保障契約約款の変更を求めるとの、事後的に料金等の適正性を担保する手段が留保されているところ。



以上のことから、

- 専用役務を特定電気通信役務の対象からはずし、指定電気通信役務の対象とすることが適当と考えられるのではないかと。

◆さらに、専用役務を特定電気通信役務の対象からはずす場合には、電気通信事業会計規則の見直しについても検討の必要あり。

- ・ 収益ベースで見ると、専用役務は「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」の約4分の1に相当する規模。
- ・ また、これまで専用役務として収支開示してきた経緯がある。



企業会計全般にわたる総括的な原則の一つである継続性の原則からみて、

- 「FTTHアクセスサービス」、「その他」以外に、「専用役務」を「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」に設けることについてどう考えるか。(次項参照)

1. 現行のプライスカップについての考え方⑪

第1回会合資料(08.06.17)

11

☆指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス

指定電気通信役務損益明細表		該当するサービス			営業 収益	営業 費用	営業 利益
指定電気通信役務	特定電気通信役務	基本料	加入電話 加入者回線、市内通信、県内市外通信		ISDN 加入者回線、市内通信、県内市外通信		
		市内通信・市外通信					
		公衆電話	公衆電話				
		その他	固定発IP電話着信通信	固定発携帯電話着信通信	番号案内		
		プライスカップ規制の対象 専用役務	一般専用サービス	高速デジタル伝送サービス			
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	FTTHアクセスサービス	ATM専用サービス	IPルーティング網 接続専用サービス	DSL等接続 専用サービス		
		その他	Bフレッツ				
		第一種指定電気通信設備を設置する者が当該設備を用いて提供する役務	フレッツISDN		オフトーク通信サービス		
		保障契約約款を作成し、総務大臣に届出	ひかり電話	加入電話付加機能			
				支店代行電話、内部通話用電話、有線放送電話接続電話、共同電話			
指定電気通信役務以外の電気通信役務	非規制		無線専用サービス		映像伝送サービス		
			フレッツADSL		Bフレッツ (FWA) , フレッツオンデマンド, フレッツオフィス, Mフレッツ、フレッツコネク、フレッツグループアクセス		
			メガデータネッツ	スーパーワイド LAN	信号監視通信 サービス	映像データ通信網 サービス	

1. 現行のプライスカップについての考え方⑫

12

■加入者回線サブバスケットについて

【プライスカップのバスケットと対象サービス】

区分（バスケット）	主な具体的料金
音声伝送バスケット	・ 加入電話・ I SDN（市内、市外通話料）・ 公衆電話（通話料）
加入者回線サブバスケット	・ 加入電話・ I SDN（基本料、施設設置負担金）
専用バスケット	・ 一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス利用料

☆各社意見

NTT
東西

- ✓ **加入者回線サブバスケットを廃止**し、加入電話基本料及び公衆電話を**一括りのバスケット**として扱うことを想定。
- ✓ 当該バスケットにおいては、加入電話基本料が収入の大宗を占める（下表参照）ことから、**あえて加入者回線サブバスケットを設定する意味は乏しいもの**と考えます。

（参考）平成18年度収入額

	東日本	西日本	備考
加入電話基本料	4,803億円	4,856億円	基礎的電気通信役務収支表より
公衆電話	43億円	40億円	指定電気通信役務損益明細表より

KDDI

- ✓ **プライスカップ規制は必要最小限に留めることを原則**とすべきであり、**まずは**、加入電話基本料も含めて、**対象サービスは現状のままで良いかを検討**する必要がある、その上で、引き続き規制対象とするサービスについて、**どのような単位でバスケットを設けることが利用者保護の観点で最適なのかを検討**することが重要であると考えます。

■加入者回線サブバスケットについて

☆各社意見(続き)

SB

✓ 加入者回線料金については、**引続き加入者回線サブバスケットを設け、個別の検証及び基準料金指数設定を行うことが適当**と考えます。その理由として、以下のようなものが挙げられます。

- ・ PSTN需要の減少及びIPサービスへの移行進展により、PSTNにおける回線あたり費用の上昇が予測されること。
- ・ NTSコストの接続料原価から基本料原価への移行が実施されており、基本料原価が今後上昇すること。
- ・ NTT東西における、他サービスとの不適切なバンドル料金設定を検証可能とすること。

EA

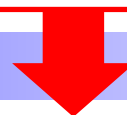
✓ 今後、**利用者料金と接続料金の関係において、接続料金が逆転する可能性がある**と考えています。この場合、通話料と基本料共に接続料金との関係を整理していく必要がありますので、**この観点からも加入者回線サブバスケットは継続する必要がある**と考えます。

☆検討

- 2000年度以降PSTNの通信料は減少中であり、07年10月には**加入者回線サブバスケットが音声伝送バスケットの約8割を占めており、最早サブバスケットとして分離し、これを維持する必要がなくなりつつあるとの評価も想定**される。
- 加えて、プライスカップの対象となる特定電気通信役務と、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)が一部重なることから、**結果的にプライスカップが基礎的電気通信役務にも部分的に適用**され、基礎的電気通信役務の価格を監視するセーフガードとしても利用されているとの観点に立てば、**加入者回線部分のみを以て把握することで事足りるとも考えられる**。
- しかしながら、ボトルネック設備により提供される**独占性の強いサービスにプライスカップを適用し、競争状態を擬制するとの現行制度の基本的考え方を踏襲**するとすれば、加入者回線部分のみでなく、加入者回線部分及び通話料部分で把握すべきと考えられるのではないかと。
- したがって、**引続き現行の加入者回線サブバスケットを維持し、これにより、基礎的電気通信役務に係る部分も監視し、加入者回線部分及び通話料部分の音声伝送バスケット全体を以て鳥瞰することにより、加入者回線部分から競争状態の通話料部分への不当な内部相互補助を牽制・抑止することが適当**と考えられるのではないかと。

■特定電気通信役務として位置付けを変更すべきサービス等について

☆各社意見



KDDI

- ✓ 利用者保護の観点から、Bフレッツやひかり電話は指定電気通信役務として注視していくべきサービスと認識するが、現時点ではプライスカップの対象にする必要があるほど利用者の利益に及ぼす影響が大きくなっているとは言えないと考えます。
- ✓ ただし、技術の進展や顧客ニーズの多様化によって市場環境は日々変化しており、将来的に条件を満たす可能性もあることから、動向を注視していく必要があると考えます。

SB

- ✓ Bフレッツの市場動向として、需要増加によりFTTH市場におけるNTT東西のシェアが高止まりし、従前からの加入電話と同様の状況にあるため、利用者保護の観点から特定電気通信役務として整理することについて検討すべき。
- ✓ なお、真に利用者利益の向上のためには、ボトルネック設備開放の拡大等の公正競争確保のためのルール整備も必要。
- ✓ ひかり電話を特定電気通信役務の対象とすべき理由として、利用者の利益に及ぼす影響が大きくなってきているという観点から以下のようなものが挙げられます。
 - ・OABJ-IP電話の契約数の増加が著しい(776万契約(2007年度末時点))
 - ・伸張著しいOABJ-IP電話の中でも、NTT東西のひかり電話のシェアが大きい(72.7%(2007年度末時点))
 - ・ひかり電話は、現在特定電気通信役務の対象であるPSTNと同等品質のサービス
 - ・ひかり電話利用時に必要となるFTTHアクセスサービスを契約した場合、FTTH回線からのダウングレードとなるサービス変更を行うことは想定されず、PSTNからひかり電話への移行が不可逆的と考えられる

EA

- ✓ ひかり電話においては、電話サービスに特化した利用者料金の把握方法、Bフレッツにおいては、ブロードバンドで実現されるどのようなサービスを「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」と定義付けるかのコンセンサス(たとえば、加入者アクセスに対して概念付けるか、加入者アクセスを通じて実現出来るサービスに概念付けるのかどうか)についての論点があると考えます。
- ✓ 携帯通話も、今後の対象サービスとして想定。ただし、利用者料金の適正性は、接続料金・接続ルールの公正競争確保のための政策で一義的には対応可能。

■特定電気通信役務として位置付けを変更すべきサービス等について

☆サービス毎の検討

FTTH アクセス サービス

- 現状、FTTHアクセスサービスは「主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務」として指定電気通信役務として整理(電気通信事業法施行規則第18条)されており、特定電気通信役務の範囲からも除かれているものの、**契約数が順調に推移**しており、**今後、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」か否かを注視**することには一定の合理性を有するものと考えられるのではないかと。
- 「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」か否かの検討にあたっては、例えば加入電話が08年3月末現在で、3,962万契約(NTT東西計)、FTTHアクセスサービスが877.8万契約(NTT東西計)と開きがあるものの、特に「利用者の範囲」にかんがみ、**今後、単に契約数だけでなく、利用者層が広いこと又は契約数の急激な増加トレンドが伺える場合**には、特定電気通信役務として整理することが適当と考えられるのではないかと。

ひかり電話

- FTTHアクセスサービスと同様、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」か否かについて、加入電話に近似のOABJ-IP電話として一定の通信を行うための必要不可欠性のある「サービスの内容」であり、また、ひかり電話が08年3月末現在で572.6万チャンネル(NTT東西計)で、例えば加入電話と比較して開きがあるものの、「利用者の範囲」にかんがみ、**今後、単に契約数だけでなく、利用者層が広いこと又は契約数の急激な増加トレンドが伺える場合**には、特定電気通信役務として整理することが適当と考えられるのではないかと。
- また、ひかり電話が加入電話を代替するような形で増加していく場合には、**加入電話による音声伝送役務をある時点で特定電気通信役務から除外**していくことを検討する必要があるのではないかと。そして、どの時点で「利用者の利益に及ぼす影響が大きくない」と判断するか基準は、「対価に見合わない」と認識されるポイント、「PSTNの巻取りポイント」、「契約数」等が想定されるが、例えば契約数について、とりわけ加入電話は契約数の急激な変化が生じない可能性があることから、トラヒックの減少トレンドも勘案するとの基準が考えられるのではないかと。ただし、加入電話の基本料部分については、プライスカップが適用されていることにより、結果的に基礎的電気通信役務としての基本料部分にもこれが適用されていることを踏まえて、検討する必要があるのではないかと。

■ 特定電気通信役務として位置付けを変更すべきサービス等について

☆ サービス毎の検討(続き)

ひかり電話

- 08年3月末現在、NTT東西における、FTTHアクセスサービスへの加入数が877.8万契約、ひかり電話が572.6万チャンネルと両者には依然として差があるが、**ひかり電話の伸び率がFTTHアクセスサービスの伸び率を大きく上回り、この差が縮小する傾向**。このことから、FTTHアクセスサービス及びひかり電話がほぼ時を同じくして特定電気通信役務と整理されることも想定。**ひかり電話を利用するためには、FTTHアクセスサービスも併せて利用する必要があるが、料金上、ひかり電話はFTTHアクセスサービスのアプリケーション相当のサービスとして取扱われていることから、プライスカップの対象とする上で、ひかり電話サービスに要する固有の利用者料金(基本料)を別途検討する必要があるのではないか。**

FTTHアクセスサービス(契約数)及び
ひかり電話(チャンネル数)の対前年度比の推移

	04 年度末	05 年度末	06 年度末	07 年度末
FTTHアクセスサービス(%)	98.1	105.5	77.7	44.5
ひかり電話(%)	370.3	22088.7	266.0	80.4

携帯電話

- 携帯事業者によるネットワークはボトルネック性を持たないものとして整理されていることから、**一義的には特定電気通信役務として位置付けることは困難**と考えられるのではないかな。
- ただし、新たな枠組みを検討する場合には想定される論点ではないか。(次回会合時に論点提起予定)

■X値の考え方

- ・ プライスカップの運用に当たっては、3年ごとに生産性向上見込率（X値）を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X\text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} \cdot \text{利益対応税額}$$

- ・ これを、左辺をX値として展開すれば展開すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入を予測することによりX値を算定。

$$X\text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} \cdot \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

- ・ サービス区分（バスケット）内の料金を指数化し、一定の期間中の当該指数の上限を基準料金指数として規定。
- ・ 基準料金指数は、前適用期間の基準料金指数に生産性向上見込率を加味し、以下の式から求められる。

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

- ・ 基準料金指数の設定に用いる生産性向上見込率は、3年ごとに設定。

◆ 現在、プライスカップの上限である「基準料金指数」は、「能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると認められる水準」（電気通信事業法21条）と規定。また、これを算出するために必要となる「X値」は、「現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定する」（電気通信事業法施行規則19条の5）と規定。加えて、X値の算定に当たってはミックス生産性準拠方式が採用されており、**NTT東西の費用情報等に基づくX値適用期間の最終年度の予測収支が相償するようX値を算定。**

◆ 実際の音声伝送バスケットのX値は、2000年（平成12年）の制度導入から3年経過して以降、**継続的にCPI（消費者物価指数変動率）連動とし、基準料金指数を凍結（固定）しているが、これは、主に、市場がPSTNからIP網へと動的に変化する環境において、X値適用期間の最終年度における予測値を一意に定めることが困難であることに起因。**

■X値の考え方

☆各社意見

NTT東西

- ✓ 加入電話基本料及び公衆電話を特定電気通信役務と整理すると仮定して、
 - ・市場規模が縮小傾向にありスケールメリットが働かないため、不断に実施する経営効率の成果を差し引いても、**容易に生産性の向上が見込めないこと**、
 - ・市場が動的に変化することが想定されるため**一意に定める将来予測が困難**なこと、を踏まえ、**X値をCPI連動とすることが適当**であると考えます。
- ✓ 一方、**専用サービスについて**、そもそも「市場メカニズムを通じた適正な料金水準の形成が困難であることが想定されるサービスのうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済に必要不可欠なサービス」という要件に該当しないため、**プライスカップの対象には馴染まないと考えられるが**、仮にX値を設定する場合には、市場規模が縮小傾向にある等の状況は加入電話基本料及び公衆電話と変わらないことから、**X=CPI**となるものと考えます。

SB

- ✓ PSTNの契約数、トラヒック数の減少により、X値がマイナスになり基準料金指数が上昇することが想定されるが、加入電話以外に代替サービスを選択出来ない加入者に対する**セーフガード措置として一定程度以上の値上げを認めないようプライスカップを設定すべき**であり、少なくとも現状の基準料金指数を維持するため、**X値をCPI連動とすることを検討すべき**ではないか。

★今後PSTNからIP網への移行が進展する中、PSTNに係る接続料が、2010年頃を契機として上昇に転じる可能性があり、X値をCPIに連動させたままでは接続料が小売料金を上回ることも想定される。

NTT東西

- ✓ 2010年以降については、
 - ・市場が動的に変化することが想定される中、現時点では**将来を一意に見通すことは困難**であること、
 - ・ドライカップ電話の普及等、NTT地域網に依存しない競争が広がる環境下において、他事業者の今後の接続形態が不明なこと、等、不透明な状況にあることから、接続料と小売料金の関係については、今後、市場環境、競争事業者の動向を踏まえ検討することが適当であると考えます。

■X値の考え方

☆各社意見(続き)

SB

✓ 接続料は、接続(競争)事業者にとって競争可能な水準に維持することが必要。

EA

✓ ボトルネック設備を有する事業者の接続料について、仮に小売料金の方が接続料金よりも下回るということであれば、接続(競争)事業者の競争力を弱め、また、新サービスへの移行モチベーションが働かなくなる。

☆検討

- 引続き市場がPSTNからIP網への移行期であり、動的に変化することが想定される中、X値を一意に定めることが困難であること、IP網への移行に対する政策の中立性を考慮して、現行の「基準料金指数」の考え方を継続する場合、今後もCPI連動を継続することが適当と考えられるのではないかな。
- X値をCPI連動とすることは、利用者が支払う料金水準(名目値)を固定することを意味する。このため、次期X値の適用期間のように物価の上昇期が想定される場合には、値上げを抑制するものとなる。PSTNからIP網への移行が進展する中、地理的要因によりひかり電話等のサービスが利用可能となる時期に遅延が生じるような利用者の利益を保護するためのセーフガードとしてX値をCPI連動とすることは政策的な観点から妥当性を有すると言えるのではないかな。
- 加入者回線サブバケットのプライスカップについては、NTT東西の施設設置負担金に係る収支についての圧縮記帳前のデータが存在しないことから、具体的なX値の算定を行うべき合理的な根拠を見出すことは困難であるため、これまで同様X値をCPI連動とすることが適当ではないかな。
- また、接続料が上昇し小売料金を上回り、小売料金に対する上昇圧力がかかる局面があることも想定されるが、一定程度の通話料部分の接続料の上昇は、現在のCPI連動による基準料金指数と実際料金指数の乖離によってカバーできる範囲にあることから、当面X値をCPI連動とすることは妥当と考えられるのではないかな。